

『東三河後見センター』会報 第58号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター

〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3階

令和3年12月27日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

随感随筆 2

新型コロナウイルス感染症者の動向は落ち着きを取り戻し、緊急事態宣言も解除され、感染予防対応への緩和がされていますが、新型コロナウイルス感染症の終息の兆しは見受けられることなく、新たな変異株が世の中を席捲しようとしています。第6波にもきちんと備えておくことが肝要と思います。

10月から12月は、職能団体である愛知ばあとなあの成年後見人材育成研修等、豊橋市成年後見支援センターが主催する「令和3年度成年後見・権利擁護講座」、新城市社会福祉協議会が主催する「令和3年度よりそいサポーター養成講座」で成年後見活動の実際や成年後見人等の職務についてお話をさせていただく機会がありました。オンラインと併用した講座(ハイブリット)、オンラインのみの講座、対面講座をさせて頂きました。やはり、受講者の様子を感じとることができる対面講座が一番いいなあと感じました。一方で、オンラインやハイブリット形式が教育機関で、他分野では、働き方のツールとして一般化される部分もあるという話も聞きます。

権利擁護支援の一つである成年後見人等の職務の意思決定支援の場面では、オンラインやハイブリットでは対応し兼ねることが多くあるように感じます。新型コロナウイルス感染症拡大が収束していない「過渡期」である現在と、感染症がかなりの程度にまで収束した「ポストコロナ社会」での権利擁護支援のあり方を整理して考えておく必要があるように感じます。

成年後見制度利用促進計画の5ヵ年計画の最終年度を迎えて

2017(平成29)年3月24日に閣議決定された、現行の成年後見制度利用促進基本計画が最終年度を迎えます。国(成年後見制度利用促進専門家会議)は、次期計画において迅速に取り組むべき内容を中心とした、「中間とりまとめ」を行っています。

中間とりまとめには、前号のキーワード紹介した「権利擁護支援」の定義付けを踏まえた上で「成年後見制度は誰もが利用する可能性のあるものであり、その潜在的な利用者を広く念頭に置いた上で、全国的に施策を展開することが、地域共生社会の実現にも資する」とし「次期計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととする。」とあります。「みんなで作る支えあいのまち」・「市民参加の法人後見」を標榜している当法人の活動は、次期計画の方向性と合致していると思います。

成年後見活動(対人支援)の危機とも言えるぐらい右往左往の1年となりましたが、コロナフレイルにならないように心がけていきたいと思います。よいお年をお迎えください。

キーワード 「地域共生社会」

「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。

出典：次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめ

文責：代表理事 工藤 明人

令和4年4月1日から18歳以上は“大人”になる！

成年後見制度への影響は？

明治9年以来続いてきた我が国の成年年齢が140年ぶりに令和4年4月1日から18歳に引下げられる。憲法改正の国民投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して18歳、19歳を大人として扱うことになる。こうした変更は市民生活に関する基本法である民法においても同様であり、18歳からは普通に契約能力のある大人として扱われるので、親の同意がなくても契約できる代わりに、いったん結んだ契約は基本的には取り消すことができなくなる。

ただし、成年年齢の引き下げにより年齢要件が変わるものと変わらないものがある。次の表はその一部である。

成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更について（一部）

18歳に変わるもの	20歳が維持されるもの
<ul style="list-style-type: none">○帰化の要件○社会福祉主事資格○人権擁護委員・民生委員資格○分籍○資格一公認会計士・医師・獣医師・司法書士・土地家屋調査士・行政書士・薬剤師・社会保険労務士○女性の結婚年齢（16歳から18歳に引上げ）○未成年後見の対象者の年齢（20歳未満から18歳未満に）○裁判員裁判の裁判員	<ul style="list-style-type: none">○養子をとることができる者の年齢○喫煙年齢○飲酒年齢○小児慢性特定疾病医療費の支給に係る患児の年齢等○競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走の年齢制限○児童自立生活援助事業の対象となる年齢○猟銃の所持許可○国民年金の被保険者資格○特別児童扶養手当の支給対象者の年齢

上記の表で見るように、未成年後見の対象者は18歳未満に引下げられる。成年後見の対象者は18歳以上とならないのか？

未成年後見と成年後見

未成年後見といい、成年後見といい、いずれも「成年」という言葉を使うのに、成年年齢の引下げは関係しないのか？と疑問に思われる方も少なくないと思う。筆者自身も引っかかるので、調べてみたところ、次のようなことが分かった。

未成年後見＝親権者の死亡や虐待等を理由に親権者不在の未成年者を保護する制度であり、年齢だけに左右され、本人の判断能力は問題とされない。対象者は成年年齢の引下げにより、これまで20歳未満だったのが、18歳未満となる。4月1日からは18歳になれば大人として扱われ、一人で契約や住所や学校を決めることができるので、法的には親権者はいなくても一人で生活できるようになる。

成年後見＝ 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な者が不利益をこうむらないように支援・保護する制度で、民法では年齢制限はない。従来から未成年者も判断能力不十分であれば法的には利用できることになっている。

しかし未成年者は、親または親権者が不在の場合は法定代理人として未成年後見人を選任することにより、その同意を得ながら契約などを行うことができるので、敢えて成年後見制度を利用する必要がないため、未成年者の成年後見制度利用はほとんどないのが実情のようだ。

成年年齢の引下げによる消費者被害の心配と成年後見制度の利用

成年年齢の18歳への引下げにより、誰でも18歳になると一人で契約することができるようになる。親や親権者の同意を得ないでサインした契約であっても、取り消すことができない。社会経験の少ない18歳、19歳の若者が悪質商法の新たなターゲットになることが予想される。ネット販売が増えている現状では、なおさらである。親の目に届かないところで18歳、19歳の子どもが消費者被害にあう心配が大きい。一人で外出したり、スマートフォンで契約できたりする発達障がいの子どもであれば、心配は一層大きい。

消費生活相談窓口では

東三河の市町村にはすべて、役場の中に消費生活相談センターがある。困ったらいつでも相談にのってくれる。「消費生活出前講座」もやっている。出前講座を受付けている東三河広域連合の消費生活課に聞いたところ、今年度、成年年齢の引下げに関わる開催申込みは、東三河全体で2、3件とごくわずかしかないうだ。高等学校、特別支援学校などに通う生徒の中には間もなく成年年齢の引下げの影響をもろに受ける若者が沢山いる。にもかかわらず、出前講座の申込みが2、3件とは、あまりにも少ないのではなかろうか。

18歳、19歳の知的障がい者の成年後見制度の利用

18歳、19歳で知的障がいはあるものの、一人で外出でき、一人で買い物ができ、一人でスマホを使うことができ、住所と名前ぐらいは自分で書ける人は少なくない。

そうした軽度あるいは中度の障がい者が消費者被害にあいやすい。これまで親権をもって契約を取り消すことができたが、4月1日以降はそうはいかなくなる。被害にあいやすい子どもの親御さんは成年後見制度について勉強し、利用を検討する機会かもしれない。

成年後見制度を利用する場合、親御さんが元気なら、お父さんかお母さんが成年後見人(保佐人、補助人を含む)候補者となることをお勧めする。子どもが大人になってからは、親も「親」の立場だけではなく、「成年後見人」という法定代理人の立場でも大人になった子どもを支援・保護することができる。

裁判所との関係のもち方や裁判所への事務報告書の作成など、親だけでは心配だという方は、東三河後見センターの正会員になっていただければ(入会金5千円、年会費5千円)、必要な時にはいつでも成年後見のベテラン職員の支援を受けることができる。

まずは東三河後見センターあるいは各市社会福祉協議会にある成年後見支援センターに相談してみるのがよい。相談はいつでも無料だ。



(文責 長谷川卓也)

「高次脳機能障害を理解する」

（高次脳機能障害について）

「高次脳機能障害」は、脳梗塞、脳出血、クモ膜下出血などの病気や、交通事故、転落事故、水難事故などの事故、他に窒息、脳炎や脳腫瘍の手術後などが発生の原因とも言われています。記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的機能障害などの要因から、日常生活または社会生活に制約がある状態が高次脳機能障害です。

具体的には、「物事が記憶できない」「ぼんやりして注意がうまく払えない」「段取り良く作業をすることや、順序だてて物事を行うことができない」「会話がうまくかみ合わない」「感情的になりやすい」などの症状があります。

日常生活において支障をきたす場合がありますが、外見からはその障害が分かりにくく、十分な理解や対応が得られていないのが現状です。高次脳機能障害者は全国で30万人とも50万人とも言われています。

（Aさんのことを話しましょう）

私が担当するAさんは、昭和44年生まれ、46歳です。昨年(令和2年)10月、頭が痛い、重い、ふらつきがあるなどの体調不良を訴えて病院受診したところ、脳腫瘍と診断され11月に手術を受けました。その後、失見当識、記憶力低下、注意障害などの症状が出たため、脳神経外科から精神科へ病棟が変わり、リハビリを行ってきました。入院中の3月に病院のケースワーカーより成年後見等の申立支援の依頼があり、Aさんの父親と相談して、その父親が申立人となり、手続きの支援をすることになりました。7月補助開始の審判を受け、補助人としての活動が始まりました。

（退院、新しい生活へ）

10月末の入院から9か月後の7月末に無事に退院することが出来ました。Aさんにとっては長い入院であったと思います。失見当や記憶障害などの症状さえ出なければ、昨年中に退院し、無事に仕事にも復帰できていたことでしょう。以前は、2DKのアパートで独り暮らしをしていました。

退院後は、高次脳機能障害に特化したデイサービスに通う計画を立て、同じような障害を持った人たちと共同生活するケアホームに住むことになりました。引っ越しの荷物は、ケアホームの自室に置くだけの荷物しか持っていくことができず、ほぼ軽トラックの荷台に乗るだけで、あとの物は不用品処理の業者さんをお願いして処分してもらいました。今思うと処分し過ぎたのではないかと思います。夏に引っ越したため、冬服のことをそれほど考えずに処分してしまい、ジャンパーなどの上着を改めて買わなければならなくなっていました。

Aさんは、大型トラックのドライバーの仕事をしていました。入院中に勤務先の社長と今後のことを話し合い、8月30日付けで退職することになりました。その場に立ち会った私は、数カ月、或いは何年間かかっても、Aさんの希望する職場復帰ができることを心から願いました。20代後半から15年ほど勤めた会社です。退院後にAさんと何度か一緒に事業所を訪問していた私は、良い同僚、上司に恵まれた職場環境の良い事業所だと感じていたのでそう思ったのです。

Aさんの補助人として、居住用不動産の処分(アパートの契約解除)、自家用車の処分、退職に伴う各種行政機関への手続き、入院に伴う保険金の請求、また毎月の保険料を抑えるための保険の



見直し等々、必要な書類を揃えながら手続きを進めていきました。

通常後見人等が決まると、本人の預金通帳の手続きを各金融機関で行います。Aさんは通帳とキャッシュカードをセカンドバッグに大切に持っていましたが、カードの暗証番号を忘れてしまっていたため、払い出すことができないでいました。後見人等が審判で決まると、一定の手続きで後見人等が使用する代理人カードを発行することができる金融機関があります。Aさんは代理人カードを作成できる金融機関に口座を持っていたため、必要な手続きをとり代理人カードを発行し、医療費の返済、アパート代の返済、勤務先への負債の返済などを行いました。

(市電を利用して通うこと)

Aさんが一番希望し、また不安を抱いていた自動車運転免許証の更新は、誕生月である10月に行いました。職業ドライバーにとって自動車運転免許証は最も大切な武器であり、必須のものであることは、Aさん自身が一番に知るところです。ゴールド免許でしたので、30～40分の講習で免許の書き換えは完了します。しかし、医師から高次脳機能障害と診断をうけているため、「一定の病気に該当すること等を理由として運転免許を取り消される方」に該当しました。愛知県公安委員会に問い合わせたところ、専用の2種類の診断書の提出を求められました。あらかじめ担当医に理由を話し診断書をお願いしてあったので、それを持って運転免許センターへ行きました。視力検査の横にある試験官室で、今後の免許証が取り消しになるまでの流れの説明を受けました。当初は、1～2か月で免許取り消しの通知を郵送するので、取り消される免許証を持って最寄りの警察署へ来てくださいと言われました。その後、公安委員会から連絡があり、まだ40代と若いため、6か月の猶予期間を差上げます。その間にリハビリに取り組み、6か月後に再度診断書を提出してくださいと言われました。令和4年3月に再度診断書を提出することになります。

免許が取り消されても、3年未満の期間であれば、運転免許試験の一部が免除されるという要件に当てはまり、最初から自動車学校に通うことは必要ないとのこと。ただ、そこでも、事前に公安委員会に診断書を提出し、運転適性相談を受ける必要があります。

定期受診の折、担当医から3つの質問をされます。自分の名前、今いる場所、今日の日付です。11月の診察時には、3つの質問にスムーズに答えることができ、担当医からも笑みがこぼれていました。Aさんは、今日の日付を意識するようにしていると話していました。とても良いことだと思います。



11月からは毎日通うデイサービスへ市電を利用して通うようになりました。当初は朝のみでしたが下旬からは朝夕市電を使って通勤するようになったのです。いずれは定期券も必要になってくるでしょうし、市外の病院へ公共交通機関を使って通うことができるようになれば、行動範囲もグッと広がります。

以前は月に1回は実家までマイカーで帰っていたと話していました。これからは電車やバスを利用して帰るようになれば、一歩ずつ元の生活に戻っていけるでしょう。毎日の通勤がリハビリになります。病院や施設内で行うリハビリより、毎日の通勤というリハビリを繰り返していき、記憶力や注意力を高めていってもらいたいと思っています。

失ったものを取り戻すのではなく、新しい自分へと変わっていくSさんを、今後も補助人として見守り続けていきたいと思っています。

(文責 山本達也)

会員紹介

福祉の便利屋キャサリン♡ 二重 勝吉



みなさまはじめまして！、のみなさまよりお顔見知りの方が多くかと思いますが！ 福祉の便利屋キャサリン♡、福祉リユース・リサイクルの代表の二重です。

福祉の便利屋を初めて早3年の日々が過ぎ、日々いろいろな案件の解決に支援者様、ご本人様と一緒に取り組んでいます。

私は NPO 法人メンタルネットとよかわの職員として福祉施設で約 15 年の経験を積んだのち、現場での当事者自身やその家族へのお困りごとニーズの増大や、既存の福祉サービスでは解決が難しい事例を多く経験するうちに、個人として何か手助けできることはないか？と考えていたところ、『便利屋』という職業があることを知り、本職の仕事の傍ら豊川の便利屋のお師匠様に弟子入りをし、約5年の経験を積み令和元年とともに『福祉の便利屋』として独立開業いたしました。

普通の便利屋さんとの違いは、当方は福祉ニーズの方のみ・関係支援者（ケアマネ・相談支援専門員・行政関係等）からのご依頼のみ受ける『便利屋キャサリン♡』がウリです！福祉施設在籍時の施設つながりの重鎮の皆様や、支援員時代に関わったくださった福祉関係の皆様方からありがたいことにお仕事を頂けております。

何も考えずに『福祉の便利屋キャサリン♡』と社名にしたのですが、、、インパクトが強かったようで、すぐに覚えていただいたり、名刺交換した瞬間にお堅そうな支援者の方が笑い崩れたりと・・・、何気なくつけた名前の持つ力にびっくりしております。（知っている方は知っていると思いますが。。キャサリン♡とは、豊川のゆるキャラの公式アテンドで金髪ポッチャリの笑顔のキャラ？です）（汗）

仕事内容は、片付け系（遺品整理・福祉整理・生前整理）、小さなお引越しのお手伝い、病院同行、買い物代行、お話相手などの福祉ニーズをメインにお受けしています。スタッフも登録含め 15 名が在籍しており、現役や元福祉施設関係者や社会福祉士・精神保健福祉士等の福祉の有資格者、遺品整理士、特殊清掃士など、力強く支えてくれるスタッフにも恵まれ、私は主に営業や調整のお仕事を担当しております。

基本、財産や金品を扱う職種上、信頼関係を大事にしトラブルの回避等から、関わった方からの紹介のみでご依頼を受けておりますので、お困りごとございましたらご遠慮なくご相談ください。

既存の福祉サービスでカバーしきれない案件ございましたら、生活のお困りごと解決相談所として『福祉の便利屋キャサリン♡』が問題解決しちゃうわよお～♡

令和3年度 正会員、賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(令和3年12月27日現在)

正会員費納入者（敬称略） 54名

- ・古川伸 ・田中剛 ・今泉全勝 ・岡本守 ・加藤啓子 ・水野美知代 ・倉本秀子 ・上江道子
- ・二村良子 ・池田進 ・彦坂敏 ・小野晴美 ・鈴木光子 ・工藤明人 ・三浦正博 ・山本達也
- ・石原香 ・田中幸一 ・長坂宏 ・福住幸子 ・星野裕 ・齋藤尚 ・坂柳ゆかり ・武重傳
- ・本多啓枝 ・飯星睦生 ・豊田和浩 ・丸山智子 ・古瀬修 ・長谷川卓也 ・高森陽一郎
- ・神谷典江 ・杉山智子 ・村川賢一 ・足立和男 ・舟越正行 ・西川邦輔 ・大嶽理恵
- ・水野遠次 ・梅田大己 ・今泉博充 ・荻邦子 ・花田玲子 ・影山恒太 ・中村成人
- ・三枚堂陽子 ・坂口幹子 ・緒河睦子 ・長谷川愛 ・中島由恵 ・五十嵐光子 ・佐藤美子
- ・井上裕一 ・金田貴子

賛助会員費納入者（敬称略） 65名

- ・西田初美 ・西田妙子 ・森岡真司 ・松田朝夫 ・藤井幸夫 ・成瀬明子 ・室田満秋
- ・八木憲一郎 ・林梨絵 ・都築昭吉 ・足木充邦 ・夏目滋 ・水野登代子 ・工藤栄
- ・石原紀久代 ・加藤勝美 ・河合康隆 ・大須賀康 ・磯村隆樹 ・彦坂ケサエ ・小川祐子
- ・日比修治 ・金澤良雄 ・中谷芳孝 ・清水則子 ・吉本京子 ・高橋正 ・豊田弘子 ・渡邊雅子
- ・樋口茅子 ・新村知弘 ・北村隆信 ・鈴木義雄 ・伊藤文則 ・秋田誠二 ・瀬瀬光幸
- ・丸山博子 ・伊与田千鶴子 ・岡本由紀子 ・中野正二 ・小田ひろみ ・廣永義昭 ・北沢悦子
- ・金沢富雄 ・大林充始 ・杉原昌博 ・寺田順子 ・佐々木宏直 ・佐々木直子 ・村田ひろ子
- ・横田和子 ・内藤加代子 ・二重勝吉 ・山口純子 ・加藤正則 ・加藤明代 ・津田匂子
- ・藤倉陽子 ・田村洋子 ・山内康敏 ・寺部美代子 ・田村真美子 ・鶴巻信一 ・夏目みゆき
- ・渡部耕二

法人正会員費納入者（納入順、敬称略） 0法人

法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略） 6法人

- ・APPLE(株) 近藤芳江 ・(有)フレンドリーハート 滝川信吉 ・豊川市知的障害者育成会
- ・蒲都市社会福祉協議会 ・豊川市医師会 ・むつみ会

寄付者（敬称略） 36名

- ・村川賢一 ・岡本守 ・水野美知代 ・山本範正 ・近藤芳江 ・佐藤てつ子 ・小川祐子
- ・日比修治 ・金澤良雄 ・二村良子 ・鈴木光子 ・山本達也 ・古川伸 ・藤戸繁美 ・石原香
- ・北村隆信 ・福住幸子 ・勝見康夫 ・蟹江充子 ・武藤芳資 ・北沢伊 ・齋藤歯科医院
- ・小林修 ・荻邦子 ・梅村勝久 ・中村成人 ・松下啓子 ・小野晴美 ・外輪ルリ子 ・梅田大己
- ・野呂壽海男 ・中島由恵 ・加藤正則 ・加藤明代 ・佐藤美子 ・渡部耕二

東三河後見センターの今後の予定（1月～3月）

☆ミーティング 開催日 原則毎月4回 火・土曜日 午前9時30分～午前11時
場 所 豊川商工会議所1階 第2・5会議室（オンラインにも対応！）
※日程等の詳細はHPをご覧ください <http://higashimikawakouken.or.jp>

※※※（注意！）1月4日のミーティングは、中止します！！ ※※※

- 冬季休暇 12月29日～1月3日 ○市民後見人候補者面接 1月13日 商工会議所内
- 理事会 1月21日 18:30～ 豊川商工会議所第5会議室
- 事務局会議 1月11日、2月8日、3月8日 13:30～ 事務所内

認定 NPO 法人東三河後見センター状況一覧

★法定成年後見制度利用者

(令和3年12月27日現在)

	後見	保佐	補助	後見監督	合計
令和3年3月31日現在受任者数	60名	22名	14名	1名(保佐)	97名
今年度受任者数(令和3年4月～)	13名	3名	1名	0名	17名
今年度終了者数(令和3年4月～)	7名	0名	0名	0名	7名
令和3年12月27日現在合計	66名	25名	15名	1名	107名

★任意後見制度利用者利用者

任意後見受任者	1名	任意後見人	0名	任意後見契約修了者	0名
---------	----	-------	----	-----------	----

★市町別受任一覧(法定成年後見制度、被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	23名	3名	3名	5名	0名	1名	1名(岡崎市)	36名
知的障がい者	25名	4名	12名	2名	1名	14名	1名(岡崎市)	59名
精神障がい者	4名	0名	6名	0名	0名	1名	1名(名古屋市)	12名
合計	53名	7名	21名	7名	1名	16名	3名	107名

★市民後見人が担当している利用者数

	後見	保佐	補助	合計
認知症	2名	5名	1名	8名
知的障がい者	26名	7名	4名	37名
精神障がい者	3名	0名	0名	3名
合計	31名	12名	5名	48名

市民後見人22名の方が上記表の43名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿登載者で、市民後見人活動に関する合意書を締結後、本合意書に基づき後見等の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

認定 NPO の維持・継続をめざして 賛助会員・寄付金のお願い

(令和3年4月1日～令和3年12月27日現在)

- 賛助会員費納入者： 71名
(法人賛助会員6名含む)
- 寄付者： 36名
- ◎ 認定寄付者人数： 92名 年間目標100名以上!!



☞ 会員入会・寄付のご案内 ☜

★愛知県より令和2年2月13日～令和7年2月12日までを有効期間とする認定 NPO の認定を受けています(令和2年1月14日付)。ご支援・ご協力をお願いします。

編集後記

新型コロナウイルスの感染者が最初に発見されてから、早2年が経過しました。現在、国内の感染者数は激減しており、令和4年正月の豊川稲荷は、普段の賑わいを取り戻すかもしれません。しかし、第六波が懸念される中、不要不急の外出は避けたいものです。先の見えないご時世ですが、みなさま、よいお年をお迎えください。なお、1月4日のミーティングは中止となりましたので、ご注意願います。(編集：井上裕一)